

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年5月13日
【会社名】	株式会社大光
【英訳名】	O O M I T S U C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金森 武
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年8月21日に提出いたしました第64期（自平成25年6月1日至平成26年5月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

平成27年2月、当社連結子会社である株式会社マリンドリカにおいて、過去及び当期に行われたナマコ取引に関して不適切な会計処理の疑義が発覚したため、当社は、平成27年3月5日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。

平成27年4月30日、社内調査委員会から調査報告書を受領した結果、平成26年5月期の売上計上等に関し、取引実体を示す確たる証拠が入手できなかったことが判明したため、売上高の取り消し等の訂正を行い、平成26年5月期の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

こうした事態を防ぐことができなかった全社的な内部統制及び決算・財務プロセスに係る内部統制の不備は、当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼし、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成26年5月期における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、社内調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- (1) リスク管理に関する意識の向上
- (2) 株式会社マリンドリカにおける社内規程等の整備
- (3) 当社における社内規程等の整備
- (4) グループガバナンスの強化

以上